



# 環境基本計画(素案)について

## 『みどりを友とし、地球にやさしい都市・わやま』をめざして

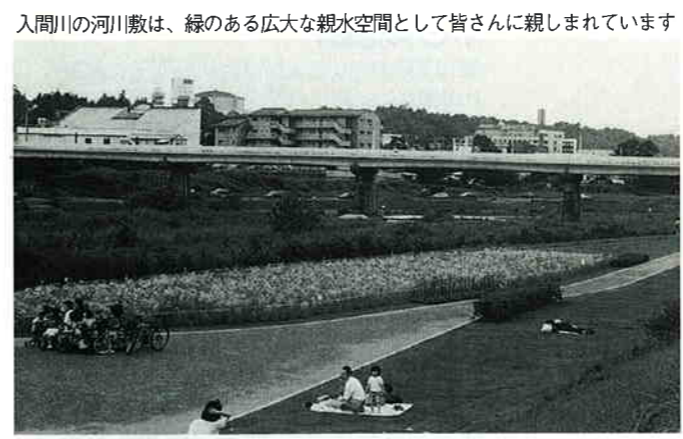
市では、よりよい環境をつくるために「環境基本計画」策定のための市民意識調査などを平成7年度に実施し「基礎調査報告書」としてまとめ、平成8年度に環境審議会の意見をいただきつつ「環境基本計画素案」を作成いたしました。本年度「環境基本計画」を策定するにあたり、皆さんのご意見をほかきなどご意見をいただきたいと思います。今回は、その素案の内容と環境基本条例の考え方についてご紹介いたします。

### ●環境基本計画とは●

地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少など、地球環境問題は、深刻になっていきます。

そして、それらの問題の解決のためには、一人ひとりが「地球的規模で考え、足元から行動を」との考えに立ち、行動していかなければなりません。

この環境基本計画の目的は、市民や事業者の皆さんにも参加を求めながら、本市の環境保全を総合的・体系的に進めることにあります。



入間川の河川敷は、緑のある広大な親水空間として皆さんに親しまれています

#### 計画の基本目標

①みどりに恵まれた  
ふるおのいる環境の確保

環境基本計画では、行政としての市や市に集う市民、事業者などを「主体」と呼び、各主体が果たすべき役割について、次のように明らかにしています

①市の役割  
市は、狭山市に集う市民や事業者

②環境にやさしい  
地域社会の実現

日常生活や事業活動と環境との関わり方を見直し、エネルギーの節約に努め、使い捨てを排して可能な限りリサイクルを進め、環境への負荷の少ない循環型社会を実現し、地球

- 第1章「計画の基本的事項」
- 第2章「環境の現状と課題」
- 第3章「計画の目標と基本方針」
- 第4章「具体的施策」
- 第5章「重点施策」
- 第6章「環境配慮指針」
- 第7章「進捗管理」※9年度作成予定

私たちがそれぞれ果たすべき役割とは…

環境の保全に努めることを目標とします。

③環境学習と環境保全への積極的行動の促進

市民・事業者が市とともに環境保全のための取り組みに積極的に参加し、身の回りのできることから自主的に行動し、後世代の市民のために、たゆみない努力をしていくことを目標とします。

この計画は、7つの章で構成されています。

等の参加のもとに、環境保全のための長期的目標をたて、計画的・総合的に施策を進めていく役割を持ちます。

#### (2)市民の役割

市民は、環境について自ら学習し理解を深めるとともに、市や事業者と協力して地域の環境をまもり育てて将来の世代へ伝えるため、自らの日常生活における環境への負荷の低減に努め、より広域の環境保全のために積極的な行動をとることが期待されます。

#### (3)事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うに当たっての公害防止、自然環境を適正に保全するための措置、製品などが廃棄物になった場合の適正処理が図られるための措置および環境への

3月23日(日)に上奥富運動公園で開催されたリサイクルマーケット



負荷の低減のための努力を行うとともに、市や市民などと協力してよりよい地域環境の実現を推進する役割が期待されます。

そのためには、法令に基づく規制基準の遵守のみならず、地域社会の一員としての環境保全活動への積極的な参加や取り組みを行うことも必要です。

#### (4)市民団体の役割

本市では、従来から環境保全に向けた市民団体の活動が活発に行われ、着実に成果をあげております。本計画の実現に向けて、市、市民、事業者とともに、地域での活動の重要な役割を果たし、広い視野に立つて多様な活動を広げていくことが期待されます。



武蔵野の面影をとどめる智光山公園、新緑のころは一段ときれいです

## 狭山市環境基本条例の制定へ向けて

狭山市では、総合振興計画に掲げる「緑と健康で豊かな文化都市」の実現のため、ごみの減量・再資源化、市民の参加を得ての各種クリーン活動の展開、公共下水道の整備、不法投棄監視員制度の導入など環境保全に関するいろいろな事業や施策を進めてきましたが、こうした都市・生活型公害や身近なみどりの減少、さらには、地球環境問題などは、従来通りの環境保全対策だけでは解決し得ない問

題であり、環境関連施策の新たな展開やこれまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のシステムの見直しとともに、市民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルへの転換を進める必要があります。市では、市の環境保全についての基本的な考え方や、各主体の責務などを明らかにし、環境保全の施策の基本となる事項を定めた、環境基本条例を制定する予定です。

#### 環境基本条例

この条例は、環境の保全について基本的な考え方を定めて、市、市民、事業者の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めます。これにより、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。